



# 島根県報

平成22年9月3日(金)

第2,219号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公 告】**

平成22年度クリーニング師試験の実施

(薬事衛生課) 2

平成22年度毒物劇物取扱者試験の合格者

( " ) 3

**公 告**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成22年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成22年9月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 試験日時**

平成22年11月9日（火）午前9時40分から午後5時まで（午前9時15分から受付開始。昼休みを含む。）

**2 試験場所****(1) 学科試験及び実地（ワイシャツのアイロン仕上げを除く。）試験**

出雲市大津町1139 出雲合同庁舎

**(2) 実地（ワイシャツのアイロン仕上げに限る。）試験**

出雲市大津町612 （有）ファミリードライ

**3 試験の内容****(1) 学科試験**

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

**(2) 実地試験**

ア 薬品及び繊維の鑑別

イ しみぬき

ウ ワイシャツのアイロン仕上げ

**4 受験資格**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

**5 受験手数料**

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

**6 受験願書等の受付期間**

平成22年9月10日（金）から同年9月27日（月）まで

なお、郵送の場合は、平成22年9月27日までの消印のあるものに限り受け付ける。

**7 受験願書等の提出先**

住所地を管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）へ提出すること。

**8 提出書類****(1) 受験願書****(2) 履歴書（所定用紙）****(3) 写真（正面上半身、脱帽の手札型（11cm×8cm）とし、出願前6月以内に撮影したもので、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）****(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合**

は、保健所において確認証明を受けたもの)

(5) 戸籍謄(抄)本(現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。)

9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

10 合格者の発表

平成22年12月14日(火)に県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板及び各保健所に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

受験願書請求、受験手続その他試験についての問合せは、各保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ(〒690-0887 松江市殿町128番地 電話0852-22-5259)にすること。

なお、郵便により願書を請求する場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

平成22年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成22年9月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 一般毒物劇物取扱者試験合格者

1        2        4        5        8        10        18        19        20        21        64        66        93  
95

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者

30        33        37        40        71        72        79        82        84        98        101

3 特定品目毒物劇物取扱者試験合格者

なし